

国有財産売払（先着順）公示書

下記国有財産を先着順により売払いたします。

なお、当該物件は一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決定しなかったため、先着順により売り払うものです。

令和6年10月28日

契約担当官
東北厚生局長 辺見 聡

記

1. 売払物件

別紙「売払物件一覧表」のとおり。

2. 売払い申請に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- ④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がある者

3. 受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和6年11月7日（木曜日）から令和7年1月10日（金曜日）まで（必着）
（土・日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00
- (3) 受付場所 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
東北厚生局 総務課

4. 提出書類

「普通財産売払申請書」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、次の必要書類を添付して、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は受付場所に到達した日を受付日とする。

- (1) 個人の場合 暴力団排除に関する誓約書
住民票抄本（マイナンバーの記載がなく、発行後3ヶ月以内のもの）
印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
契約内容の公表に関する同意書

- (2) 法人の場合 暴力団排除に関する誓約書
登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内の現在事項全部証明書）
印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内）
役員一覧表
契約内容の公表に関する同意書

5. 売払い申請の無効

売払い申請に必要な資格のない者の申請は無効とする。

6. 売払相手方の決定方法

先着順とし、受付期間中に最初に「普通財産売払申請書」を受付し、警察当局への照会等による審査の結果、売払申請に必要な資格を有していることが確認できた者を、売払相手方として決定する。なお、受付は日を単位とし、同日に複数の申込者があった場合には、抽選により決定する。

7. 契約書作成の要否及び契約の時期

契約書の作成を要する。

売払相手方を決定した日から 30 日以内に売買契約を締結すること。

8. 売買代金の支払い方法

次のいずれかの方法により納付すること。

(1) 売買契約締結時に売買代金を全額納付する方法

契約締結時に、売買代金の全額を納付する。

(2) 契約保証金を納付し、20日以内に納付する方法

売買契約締結時に契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上（円未満切り上げ）の金額を納付し、契約締結日を含めて 20 日以内（20 日目が土・日・祝日等金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日まで）に売買代金の全額を、当局が発行する納入告知書により全額納付する。

なお、納付された契約保証金は売買代金の納付が確認された後返還するが、期日までに売買代金の納付が行われなかった場合には契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属する。

9. 所有権の移転

売買代金全額の納付を確認した後に、国が所有権移転登記申請を行う。

10. 売払条件

- (1) 買受申請者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他こ

れに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 国は、これら条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。また、買受申請者は、正当な理由なく、国が行う実地調査若しくは資料の提出を拒み、妨げ、忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(3) 売買契約を締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東北厚生局のホームページにおいて公表するため、同意すること。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）
- ・期間入札時の応札者数、開札結果、不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

11. その他

- (1) 物件の申込みに当たっては、第14回一般競争入札に付した条件を承継する。
- (2) 買受申請者は本公示書のほか、国有財産売買契約書（案）及び物件資料等を十分理解のうえ、申請を行うこと。
- (3) 売買代金以外に、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は申請者の負担となる。
- (4) すでに売払い済みの場合があるので、売払いの状況については、以下へ問い合わせること。
問合せ先

厚生労働省東北厚生局総務課 ☎ 0 2 2 - 7 2 6 - 9 2 6 0